

# 令和7年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素より本市税務行政について、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

四街道市内に償却資産（事業用資産）を所有されている方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日（賦課期日）現在に所有する資産について申告していただく必要があります。

つきましては、償却資産の申告時期が近づいてまいりましたので、この手引きにより申告書を作成のうえ、期限までにご提出ください。

### 申告期限

令和7年1月31日（金）

○期限近くになりますと窓口が大変混雑しますので、令和7年1月17日（金）までの提出にご協力をお願いします。

○申告書の提出には、eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告が便利です。

利用方法等の詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

なお、eLTAXにより申告されている方で、次年度より申告書の送付が不要の場合は、備考欄に「申告書送付不要」とご記入ください。

#### 【申告書を郵送される場合のご注意】

控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒（切手貼付・宛名記載）を同封していただきますようお願いいたします。同封されていない場合には返送いたしかねますのでご了承ください。

### <目次>

1. 償却資産とは	2頁	(2) 課税標準額の算出方法	6頁
2. 償却資産の申告について	〃	(3) 税額の算出方法	〃
(1) 申告が必要な方	〃	(4) 納期	〃
(2) 申告が必要な資産	〃	<参考>減価率及び減価残存率表	〃
(3) 申告の必要がない資産	〃	6. 軽減措置等について	7頁
(4) 少額の減価償却資産の取扱い	〃	(1) 非課税となる償却資産	〃
(5) 償却資産の種類と具体例	3頁	(2) 課税標準の特例が適用される償却資産	〃
(6) 償却資産の主な耐用年数	〃	7. マイナンバーの記載について	8頁
(7) 建築設備における家屋と償却資産の区分	〃	8. その他	〃
3. 国税の取扱いとの主な違い	4頁	(1) 価格の決定と閲覧	〃
4. 申告及び提出書類について	5頁	(2) 虚偽の申告および不申告について	〃
(1) 初めて申告される方	〃	(3) 実地調査のお願い	〃
(2) 前年度までに申告されている方	〃	9. よくある質問	9頁
(3) 非課税及び特例対象資産のある方	〃	10. 提出前のチェックリスト	〃
5. 償却資産の税額等の算出方法	6頁	<償却資産申告書の記載方法>	10頁
(1) 評価額の算出方法	〃	<種類別明細書の記載方法>	11～12頁

### 申告書の提出・お問合せ先

四街道市総務部課税課 家屋係  
住所 〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地  
電話 043-421-6117（直通）

## 1 償却資産とは

固定資産税は土地、家屋及び償却資産が課税の対象となりますが、**償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含む）です。

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方がその事業のために用いることができる構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となります。

## 2 償却資産の申告について

### (1) 申告が必要な方

**令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。**

なお、次の方も申告が必要です。

- ・ 償却資産を他に賃貸している方
- ・ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ・ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- ・ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- ・ 償却資産の所有者がわからない場合、使用している方
- ・ 償却資産を共有されている方（各々の持ち分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告してください。）
- ・ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方  
「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の方をいいます。
- \* **廃業や移転等によりすべての償却資産を減少された方**  
申告書の「18備考」欄に年月日等を記載してください。（例：令和6年〇月〇日廃業）
- \* **申告書が届いた方で償却資産を所有されていない方**  
申告書の「18備考」欄に「該当資産なし」と記載してください。

### (2) 申告が必要な資産

**令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。**

「事業の用に供することができる」とは、現在事業の用に供しているものはもとより、事業として貸し付ける場合や、事業の用に供することができる状態にある場合も含まれます。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ・ 福利厚生のに供するもの（社宅・宿舍・寮等の器具備品、構築物等）
- ・ 償却済資産（減価償却が終了し備忘価額となっている資産）
- ・ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ・ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ・ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います）
- ・ 他の事業者に事業用資産として貸し付けているもの
- ・ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- ・ 清算中の法人が所有する償却資産のうち、その法人が自ら清算事務の用に供しているもの

### (3) 申告の必要がない資産

- ・ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ・ 無形固定資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
- ・ 繰延減価資産（開業費、試験研究費等）
- ・ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ・ 書画・骨とう（ただし、複製品等で装飾的な目的で使用しているものは申告対象です）
- ・ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象です）

### (4) 少額の減価償却資産の取扱い

取得価額が少額の資産の申告は、税務会計上（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱いが異なります。少額資産であっても、下表で示すとおり申告対象となる場合もありますので、ご注意ください。（○＝申告が必要・×＝申告は不要）

資産の取得価額	経理方式と申告の必要		
	一時損金算入	3年一括償却	個別減価償却
10万円未満の資産	×	×	○
10万円以上20万円未満の資産	×	×	○
20万円以上の資産	×	×	○

※中小企業者が取得した30万円未満の損金算入特例の適用資産は申告が必要です。

## (5) 償却資産の種類と具体例

下表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	【構築物】舗装路面、広告塔、独立煙突、門・塀・緑化施設・庭園等の外構工事等、ゴルフ練習場設備等
		【建物付属設備】受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、屋外設備工事、賃借人（テナント）等が施工した内装・造作・建築設備等
2	機械及び装置	機械式駐車設備、工作機器、印刷機械、土木建設機械、ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械（ナンバープレートを取得の場合、分類記号が「0」で始まる建設車両）、食品製加工設備、その他の各種製造設備等の機械及び装置等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「9」、「90～99及び900～999」の車両）等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く
6	工具、器具及び備品	パソコン、プリンター、コピー機、陳列ケース、看板、ネオンサイン、医療機器、理容及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、測定工具検査工具等

## (6) 償却資産の主な耐用年数

下表に示した資産はごく一部です。詳しくは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数をご確認いただくか、税務署にお問い合わせください。

償却資産 全業種共通 (主なもの)	耐用年数	
事務机、椅子、ロッカーキャビネット（主として金属のもの）	15	
金庫	20	
応接セット	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
コピー機、レジスター、タイムレコーダー	5	
エアコン	6	
電子計算機	パソコン（サーバー用のものを除く）	4
	その他のもの（※）	5
看板、ネオンサイン	3	
受変電設備、電気設備（照明設備含む）、排水設備、衛生設備、ガス設備	15	
舗装路面	アスファルト	10
	コンクリート	15
簡易な間仕切り	3	
庭園	20	
街路灯、ガードレール	10	

※その他のものとは、ワークステーション、ミッドレンジコンピュータ、汎用コンピュータ（メインフレーム）、パソコンサーバなどがあります。

## (7) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）に取り付けられている建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）について、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

### 家屋と設備等の所有者が同じ場合

以下のものは、償却資産として取り扱います。

- ・独立した機器としての性格の強いもの（例：受変電設備）
- ・特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備等）
- ・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（例：ルームエアコン等）

### 家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の者（賃借人・テナント等）が、貸しビル・貸店舗等に取り付けた内装、造作及び建築設備等については償却資産として取り扱います。この場合、賃借人・テナントの方が償却資産としてご申告ください。

※「賃借人・テナント等」とは、家屋の所有者以外の方をいいます。

## <家屋と償却資産の区分例>

	設備等の内容	家屋と建築設備の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床・壁・天井仕上げ等	○			
2	工場等の動力源である電気設備		●		
3	ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備		●		
4	中央監視制御装置、電話交換機		●		
5	電気設備（2・3・4に該当するものを除く）	○			
6	冷凍倉庫における冷凍設備		●		
7	ネオンサイン、スポット、投光器、水銀灯		●		
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		●		
9	給排水衛生及びガス設備	○			●
10	冷暖房及び通風設備又はボイラー設備（工場等における生産設備であるボイラー等を除く）	○			
11	昇降機設備	○			
12	消火、消炎、火災報知設備	○			
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			
14	金庫室の扉	○			
15	簡易間仕切り等店用簡易設備		●		
16	固定間仕切り、店舗造作等	○			

## 3 国税の取扱いとの主な違い

項目	地方税の取扱い [固定資産税（償却資産）]	国税の取扱い [法人税・所得税]
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	法人は事業年度、個人は暦年
減価償却の方法	旧定率法に依る減価率	定率法・定額法の選択制 (建物、構築物、附属設備は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められません（※1）	認められます
特別償却・割増償却	認められません（※2）	認められます
増加償却	認められます（※3）	認められます
耐用年数の短縮	認められます（※3）	認められます
評価額の最低限度（残存価額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象となりません（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象となりません（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となります	損金算入可能

- ※1 圧縮記帳については固定資産税では認められませんが、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したのものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。
- ※2 特別償却及び割増償却については固定資産税では認められません。租税特別措置法に規定する特別償却を適用して取得価額の全額を即時償却（帳簿価額0円）とした場合においても、固定資産税（償却資産）では、特別償却の規定がないことから、取得価額の全額を償却資産の申告対象にすることになります。
- ※3 増加償却又は耐用年数の短縮を適用した資産については、税務署又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書に添付して提出してください。

## 4 申告及び提出書類について

四街道市内で事業を行っている方（四街道市内の事業者に貸し付けている方も含みます。）で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

下記事項にご留意のうえ、10～12ページの記載方法を参考に、申告書等を作成してください。

### （１）初めて申告される方

- ①令和6年中に新たに四街道市内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含みます）
- ②今回初めて償却資産申告書が送られてきた方
- ③令和5年中より前に事業を始めており償却資産を所有していなかったが、令和6年中に新たに償却資産を取得した方  
→令和7年1月1日現在に所有している全資産を申告してください。

### （２）前年度までに申告されている方

令和6年度までに申告されている方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの増加及び減少資産を申告してください。

**※資産に増減がない場合や、廃業・解散・転出等四街道市で事業を行っていない場合でも申告してください。**申告書の「18備考」欄にその旨記載してください。

**※商号変更、合併等があった場合は、申告書の「18備考」欄にその旨記載していただくとともに、内容がわかる書類を添付してください。**

**※令和7年1月1日以前のもので未申告（申告漏れ）の資産がある場合は、取得年度毎に申告書を提出してください。**申告書は市ホームページからダウンロードできます。

※未申告の資産がある場合、当該資産取得の翌年度まで（最大で5年度分）遡及して課税されます。

	令和7年 1月1日 現在の状況		償却資産 申告書	種類別明細書		番号確認書類 本人確認書類 (個人番号を記載した 申告書を提出する場合)	備考
				増加資産 ・全資産用	減少資産用		
初めて申告 される方	償却資産を所有して いる方		○	○ (全資産分)	×	○	全資産を記載
	償却資産を所有して いない方		○	×	×	○	申告書「18備考」欄に 「該当資産なし」と記載
前年度まで に申告され ている方	①	増加した資産が ある方	○	○ (増加分)	×	○	
	②	減少した資産が ある方	○	×	○ (※)	○	※eLTAXで申告の方 も含む
	上記①と②がある方		○	○ (増加分)	○ (※)	○	※eLTAXで申告の方 も含む
	資産の増減がない方		○	×	×	○	申告書「18備考」欄に 「増減なし」と記載
	該当資産がない方		○	×	×	○	申告書「18備考」欄に 「該当資産なし」と記載
	廃業・解散・転出		○	×	○ (資産がある場合)	○	申告書「18備考」欄に 日付とその事由を記載
電算申告の方			○	○	×	×	

### （３）非課税及び特例対象資産のある方

- ①非課税となる償却資産（7ページ6（1）参照）
  - ・固定資産税非課税規定の適用申告書（市ホームページからダウンロードできます。）
  - ・非課税内容に係る確認資料
- ②課税標準の特例が適用される償却資産（7ページ6（2）参照）
  - ・特例内容に係る確認資料

## 5 償却資産の税額等の算出方法

### (1) 評価額の算出方法

資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、下記の計算式により、申告していただいた資産を1品ずつ計算し、評価額を算出します。

	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2) ※
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※ 減価率 ÷ 2 は、小数点以下第4位を四捨五入します。

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで減価します。取得価額の5%未満になった場合は、5%の額が評価額となります。

### (2) 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合算した額が課税標準額となります。

課税標準の特例(7ページ)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

**※課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、申告は必要となります。**

### (3) 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \text{(1,000円未満切捨)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率 (1.4\%)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \text{(100円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

例えば、課税標準額が2,345,670円の場合、税額は32,800円になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{2,345,000円} \\ \text{(1,000円未満切捨)} \\ \hline \end{array} \times 1.4\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{32,800円} \\ \text{(100円未満切捨)} \\ \hline \end{array} \quad (\text{32,830円})$$

### (4) 納期

通常年4回の納期(令和7年度は、4月30日、7月31日、1月5日、3月2日)に分けて納めていただくことができます。納税通知書は、4月上旬に郵送します。

### <参考> 減価率及び減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中に取得した資産	前年前に取得した資産			前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
		1-減価率÷2	1-減価率			1-減価率÷2	1-減価率
-	-	-	-	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944

## 6 軽減措置等について

### (1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条第2項等に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が課税されませんので、償却資産申告書の「10 非課税該当資産」欄の「有」に○印をつけ、「18 備考」欄と種類別明細書の「摘要」欄に「非課税」と朱書きし、適用条項を記載してください。

### (2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた資産については、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例措置が認められていますので、償却資産申告書の「11 課税標準の特例」欄の「有」に○印をつけ、「18 備考」欄と種類別明細書の「摘要」欄に「特例」と朱書きし、適用条項を記載してください。

令和5年4月より、先端設備導入計画に基づき取得した設備に係る特例については、適用条件、特例率が変更となっています。詳細については市ホームページをご覧ください。

また、四街道市が独自に定めている特例課税率につきましては、下表（一部抜粋）のとおりです。  
**※わがまち特例措置一覧につきましては、市ホームページをご覧ください。**

#### 主な地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」（令和6年11月1日現在）

根拠法令 (地方税法)	対象資産	適用期間	本市の 特例率	添付書類 (下記書類は写しで可)	
保育事業の用に供するもの	法349条の3 第27項	家庭的保育事業の用に供する設備	期限なし	2分の1	事業の認可を受けたことを証する書類、特例の対象資産であることが確認できる書類、事業面積が確認できる図面等
	法349条の3 第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する設備	期限なし	2分の1	
	法349条の3 第29項	事業所内保育事業の用に供する設備	期限なし	2分の1	
	法附則第15条 第32項	特定事業所内保育施設	取得後5年間	2分の1	企業主導型保育事業助成決定通知書及び事業の用に供していることが確認できる書類
公共の危害防止設備	附則第15条 第2項第1号	汚水又は廃液処理施設	期限なし	2分の1	特定施設設置届出書・受理書、仕様書（該当施設の設備であること、設置時期や金額が分かる書類）
	附則第15条 第2項第5号	下水道除害施設	期限なし	5分の4	除害施設新設等届出、仕様書（該当施設の設備であること、設置時期や金額が分かる書類）
エネルギー再生可能 特定再生可能 発電設備	附則第15条 第25項第1号イ	太陽光発電設備 (出力1,000kW未満)	取得後3年間	3分の2	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けていることが分かる書類、当該設備を取得した日・設備規模が分かる書類
	附則第15条 第25項第3号イ	太陽光発電設備 (出力1,000kW以上)	取得後3年間	4分の3	

\* 適用有無の確認のため、上表以外にも確認書類の提出をお願いする場合があります。

## 7 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）導入により、償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。  
下記事項にご留意のうえ、マイナンバーを記載してください。

### （1）記載箇所について

10ページをご参照のうえ、個人の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を申告書の所定の記載欄へ右詰め記載してください。

### （2）本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、本人確認（番号確認・身元確認・代理権確認）を実施させていただきます。以下をご参照のうえ、本人確認資料を申告書に添付していただくようお願いします。

なお、eLTAX（電子申告）による申告の場合又は法人番号を記載した申告書をご提出していただく場合、本人確認資料の添付は不要です。郵送で申告する場合は、必要書類の写しを同封してください。

	番号確認資料	身元確認資料	
本人が申告する場合	マイナンバーカード（個人番号カード）		
	通知カード(※) または 住民票（個人番号の記載があるもの）	運転免許証等	
代理人が申告する場合	本人の番号確認資料（写し）	代理権の確認資料	代理人の身元確認
	本人のマイナンバーカード（個人番号カード） 本人の通知カード(※) 本人の住民票（個人番号の記載があるもの）	委任状等 税務代理権限証書	代理人の運転免許証等

**※番号確認資料として通知カードを使用される場合は、身元確認資料の記載内容と異なる并使用することができないためご注意ください。**

### （3）その他

上記以外の本人確認資料をご希望の場合は、事前にお問い合わせください。

なお、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号は記載が無かったものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

## 8 その他

### （1）価格の決定と閲覧

申告及び調査に基づいて決定した価格等は、令和7年4月1日から（土曜・日曜日、祝日及び年末年始を除く8時30分～17時15分）課税課窓口にて、固定資産課税台帳を閲覧に供する予定です。

なお、閲覧は1年を通じて可能であり、4月30日までは令和7年度償却資産課税台帳の閲覧手数料は無料です。

### （2）虚偽の申告及び不申告について

虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び四街道市税条例第75条の規定により過料を科せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

### （3）実地調査のお願い

申告された資産状況の確認のため、地方税法第353条及び408条の規定により、実地調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。実地調査の結果によっては、参考資料の提出や修正申告をお願いすることがあります。



## 9 よくある質問

### Q1 償却資産は申告しなければいけませんか。

A1 地方税法第383条により、償却資産の所有者は毎年1月1日現在所有する資産を申告することが義務付けられています。

### Q2 毎年、税務署へ確定申告していますが、市へも申告する必要がありますか。

A2 確定申告は所得税・法人税（国税）の計算のためのものであり、市への申告は固定資産税（市税）の計算に必要なものです。そのため、それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

### Q3 申告は毎年必要ですか。

A3 必要です。土地や家屋のように登記制度ではなく、資産内容の把握が困難であるため、償却資産を所有されている限り、毎年の申告が義務付けられています。

### Q4 「事業の用に供する」とは何ですか。

A4 「事業」とは一般に一定の目的の行為を継続、反復して行うことを言います。必ずしも営利又は利益を得ることが目的である必要はありません。  
また、「事業の用に供する」とは、遊休・未稼働・簿外・償却済み資産なども含まれます。

### Q5 耐用年数を過ぎた古い資産であっても申告の対象になりますか。

A5 古い資産で減価償却済みであったとしても、事業の用に供されている場合は、申告の対象になります。  
なお、固定資産税での評価額は最低限度は取得価額の5%です。

### Q6 耐用年数がわからない場合はどうすればよいですか。

A6 「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご覧ください

### Q7 使っていない資産も申告は必要ですか。

A7 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。

### Q8 免税点未満の場合でも申告の必要がありますか。

A8 必要です。なお、固定資産税（償却資産）では所有する資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満では課税されません。（免税点未満）

### Q9 リース資産のみの場合や該当資産を所有していない場合も、何か届出は必要ですか。

A9 申告書の「18備考」欄にその旨を記載のうえ、申告書の提出にご協力をお願いします。

## 10 提出前のチェックリスト

以下の項目について、申告書等の提出前にご確認ください。

チェック欄	【償却資産申告書について】
<input type="checkbox"/>	所有者欄の住所、氏名、電話番号は記載されていますか？ 変更があった場合、修正はしましたか？
<input type="checkbox"/>	「6 この申告に応答する者の係及びの名前・電話番号」は記載しましたか？
<input type="checkbox"/>	「15 市（区）町村内における事業所等の資産の所在地」は記載しましたか？
<input type="checkbox"/>	申告書の「前年中に取得したもの」、「前年中に減少したもの」の合計と、種類別明細の合計の数字は同じですか？
チェック欄	【種類別明細書について】
<input type="checkbox"/>	増加資産の「資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由」は記載しましたか？
<input type="checkbox"/>	減少資産の「資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、減少の事由及び区分」は記載しましたか？
チェック欄	【添付資料について】
<input type="checkbox"/>	非課税資産を所有の場合、非課税申告書及び非課税内容に係る確認資料は添付しましたか？
<input type="checkbox"/>	課税標準額の特例適用資産を所有の場合、特例内容の確認資料を添付しましたか？
チェック欄	【その他】
<input type="checkbox"/>	郵送での申告書控えの返送を希望される場合、控えの申告書及び返信用封筒（切手貼付、宛名記載）を同封されていますか？